

河合町告示第36号

河合町自動販売機設置場所貸付について

河合町自動販売機設置場所貸付について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和7年 8月 8日

河合町長 森川 喜之



1 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 件名 河合町自動販売機設置場所貸付
- (2) 貸付期間 令和7年10月1日から令和10年3月31日まで
- (3) 納入場所 【別紙】自動販売機貸付場所一覧による
- (4) 予定価格 年額 330,000円（税込）
- (5) 入札保証金 河合町契約規則（昭和58年4月河合町規則第7号）第5条の規定により免除する。

2 入札に参加するものに必要な資格

次のすべての要件を満たすこと。

- (1) 法人、個人ともに下記対象地内に本店、支店又は営業所を有し、事業を営んでいること。（※対象地域：奈良県内）
- (2) 国又は地方公共団体（市町村職員共済組合等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約等を、過去2年間の間に数回（数か所）以上すべて誠実に履行していること。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと。
- (4) 無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及び構成員でないこと。
- (5) 県税（法人・個人事業税、法人県民税）及び町税（法人町民税、住民税、固定資産税）を滞納していないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てをしない者であること及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 極めて悪質な談合・独占禁止法違反行為により、河合町入札参加資格を抹消された者については、2年を経過している者であること。

3 仕様書の閲覧・配布等

- (1) 閲覧日 令和7年8月8日（金）から8月22日（金）まで
(土曜日・日曜日及び祝日を除く。)
- (2) 閲覧時間 午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 閲覧場所 奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場 総務部 総務課 契約・管財係（本庁舎2階）
河合町のホームページでも閲覧可能です。

4 質問及び回答

- (1) 図書に関する質疑については、その旨を記載した書面を（様式3号）電子メールにて提出下さい。
- ア 受付日時 令和7年8月27日（水）正午まで
イ 提出先 河合町役場 総務部 総務課 契約・管財係
ウ 提出方法 メール kanzai@town.kawai.nara.jp
- (2) 回答については、令和7年8月28日（木）にメールにより回答します。

5 参加申請手続きの方法

参加を希望する者は、参加資格確認申請書【様式第1号】を提出し、参加資格要件を有することを証明しなければならない。

(1) 提出期間

令和7年8月8日（金）から令和7年8月22日（金）までの午前9時から午後5時までの間（ただし、土日祝日を除く。）

(2) 提出場所

奈良県北葛城郡河合町池部1丁目1番1号
河合町役場総務部 総務課 契約・管財係（本庁舎2階）

(3) 提出書類

1. 参加資格確認申請書【様式1号】
2. 契約実績が確認できる書類（契約書及び概要が確認できる写しなど）
3. 申込業者の営業所・支店の一覧が確認できる書類（貴社任意様式）
4. 自動販売機貸付提案書（貴社任意様式）
5. 見積書【様式2号】
6. 質疑書【様式3号】
7. 委任状【様式4号】

(4) 提出方法

提出期間内に必要な書類を直接持参又は郵送した場合に限り受付します。

(5) 見積書【様式2号】に記載する金額

消費税を考慮しない年額の提案額を記載すること。なお、賃貸借契約について
は、提案額に当該消費税に相当する額を加算した金額を加算した金額（当該年額に

1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって賃貸借契約額とする。

6 参加資格の確認等

参加資格を有することを証明する書類として、上記5（3）に掲げる提出書類一式を指定の期限までに提出し、参加資格確認申請書【様式1号】による参加資格要件の確認を得なければならない。また、選定事務の担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、参加者の負担において説明をしなければならない。

7 設置予定事業者の決定方法等

公募型プロポーザル方式により決定する。

日時：令和7年9月2日（火）～9月4日（木）【予定】

場所：河合町役場 3階 第5会議室

詳細は後日メールにて通知を行う。

（1）プレゼンテーション

プレゼンテーションは、1者15分を目安とし「提案の内容」について説明することとします。質疑応答は、1者5分程度とします。

（2）採点基準

それぞれの審査委員が下記の評価の視点を元に、評価項目毎に相対評価をする。

その採点に基づき下記のとおり配点し（50点満点）、委員の総合計得点で最も高得点を得たものから順位付けするものとする。

評価項目	評価の視点	配点
① 社会貢献	地域社会における社会貢献活動	15
② 管理体制	故障・クレーム対応、機器メンテナンス、商品管理	10
	販売商品内容、取引銘柄数	
③ 自動販売機付加機能	省エネルギー性能、防災対策性能、AED搭載型など	10
④ 自動販売機デザイン	ユニバーサルデザイン、外観色、キャッシュレス機能の搭載	5
⑤ 提案価格	提案貸付料に基づき算定	10
合計		50

（3）留意事項

ア. 自動販売機貸付料提案書（貴社任意様式）に沿って説明を行うこと。

説明は簡潔明瞭に短時間で行うこととし、追加の資料は認めない。

イ. 出席者は、3名以内とする。

- ウ. この業務の内容について、中心的な役割を占める者がプレゼンテーションを実施すること。
- エ. プrezentationで機材を使用する場合は、提案者が準備すること。
- オ. プrezentation参加者又はその代理人は、関係書類を熟知のうえ、応札すること。
- カ. プrezentationに代理人が参加する場合は、委任状【様式4号】を提出していること。

(4) 設置予定事業者の決定時期

令和7年9月5日（金）までに決定する。

(5) 選定結果の通知

選定終了の翌営業日、選定された者に対しては選定された旨、選定されなかった者に対しては選定されなかった旨を、それぞれメールにより通知する。なお、審査結果に対して、審議の申立ては受け付けないものとする。

8 契約

- (1) 別添契約書（案）のとおりとする。
- (2) 設置予定事業者は、協議によって決定した日程までに、契約書に記名押印のうえ、河合町に提出し、町と賃貸借契約を締結する。なお、設置期間は、令和7年10月1日から令和10年3月31日までとし、契約日から設置開始日までは準備期間とする。

9 その他

詳細は、『河合町自動販売機設置場所貸付に係る事業者募集要項』による。